



発行 新潟県

**第 33 号**

平成28年4月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 575 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 576 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 577 保安林の指定予定（治山課）
- 578 保安林の指定（治山課）
- 579 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 580 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 581 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 582 管理規程の認可（農地計画課）
- 583 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 584 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 585 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
- 一般競争入札の実施（監理課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

病院局管理規程

- 11 新潟県病院局の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部改正（病院局総務課）

選挙管理委員会規程

- 4 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 16 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）
- 17 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告（選挙管理委員会）
- 18 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 19 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 20 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 21 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 22 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
- 23 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 24 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）

教育委員会公告

- 新潟県公立学校教員採用選考検査の実施（義務教育課）

公安委員会告示

- 47 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）



計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、五泉市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成28年4月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月30日(月) 5月31日(火) 6月1日(水) 6月2日(木) 6月3日(金)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	五泉市総合会館1階各技館前	五泉市全域
6月6日(月) 6月7日(火) 6月8日(水) 6月9日(木)		五泉市さくらんど会館1階エントランスホール	
6月10日から平成29年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、平成29年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第576号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年4月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	金屋赤井4040番ほか2筆 1.0ha
新発田市	21者	宮古木山立682番ほか280筆 24.8ha
阿賀野市	4者	上江端羽黒3158番ほか13筆 2.1ha
聖籠町	6者	諏訪山菖蒲沼71番ほか89筆 8.5ha
新潟市	45者	北区長戸呂前田5396番ほか500筆 47.4ha
五泉市	11者	丸田水田1140番ほか183筆 19.1ha
見附市	3者	下関町橋田甲237番1ほか4筆 0.7ha
魚沼市	14者	田川砂田243番ほか132筆 11.7ha
湯沢町	4者	土樽外井森2335番ほか18筆 1.7ha
十日町市	4者	嶽西乙29番2ほか39筆 5.5ha
津南町	5者	中深見丁533番ほか40筆 7.6ha
妙高市	1者	西菅沼新田1209番ほか1筆 0.5ha
糸魚川市	3者	田屋狐岩867番1ほか41筆 3.0ha
佐渡市	28者	下久知越沖2203番ほか130筆 18.5ha
合計	150者	1,486筆 152.2ha

2 認可年月日

平成28年4月25日

---

**◎新潟県告示第577号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年4月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県南魚沼市小栗山字宮田927の2、927の3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**◎新潟県告示第578号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成28年4月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林の所在場所  
新潟県佐渡市菟場 1650、三川 2628 の1、2628 の26
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**◎新潟県告示第579号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を平成28年4月18日認可した。

平成28年4月26日

新潟県柏崎地域振興局長

---

**◎新潟県告示第580号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の金井土地改良区の定款の変更を平成28年4月18日認可した。

平成28年4月26日

新潟県佐渡地域振興局長

---

◎新潟県告示第581号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の新穂村土地改良区の定款の変更を平成28年4月18日認可した。

平成28年 4月26日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第582号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、次のとおり新穂ダム管理規程及び新穂第二ダム管理規程の変更を認可した。

平成28年 4月26日

新潟県佐渡地域振興局長

1 管理規程を変更した者の所在地及び名称

佐渡市新穂瓜生屋 490 番地

新穂村土地改良区

2 認可年月日

平成 28 年 4 月 18 日

3 認可した管理規程の概要

(1) 新穂ダム管理規程

第 1 章 総則

第 2 章 貯水・取水又は放流に関する事項

第 3 章 ゲートの操作

第 4 章 点検及び整備に関する事項

第 5 章 緊急事態における措置に関する事項

第 6 章 観測及び調査に関する事項

(2) 新穂第二ダム管理規程

第 1 章 総則

第 2 章 貯水・取水又は放流に関する事項

第 3 章 ゲートの操作

第 4 章 点検及び整備に関する事項

第 5 章 緊急事態における措置に関する事項

第 6 章 観測及び調査に関する事項

◎新潟県告示第583号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年 4月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山谷地区	三島郡出雲崎町大字山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(2)地区	三島郡出雲崎町大字山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松本(2)地区	三島郡出雲崎町大字松本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松本地区	三島郡出雲崎町大字松本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

松本(1)地区	三島郡出雲崎町大字松本	次の図のとおり	土石流
久田(1)地区	三島郡出雲崎町大字久田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久田(2)地区	三島郡出雲崎町大字久田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久田(3)地区	三島郡出雲崎町大字久田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久田(4)地区	三島郡出雲崎町大字久田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久田(1)地区	三島郡出雲崎町大字久田	次の図のとおり	土石流
久田(H25)地区	三島郡出雲崎町大字久田	次の図のとおり	地すべり
大釜谷(1)地区	三島郡出雲崎町大字大釜谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大釜谷(2)地区	三島郡出雲崎町大字大釜谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大釜谷(3)地区	三島郡出雲崎町大字大釜谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大釜谷(4)地区	三島郡出雲崎町大字大釜谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大釜谷(5)地区	三島郡出雲崎町大字大釜谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大釜谷地区	三島郡出雲崎町大字大釜谷	次の図のとおり	土石流
小釜谷(1)地区	三島郡出雲崎町大字小釜谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小下里地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎小下里	次の図のとおり	地すべり
今井、灰雨地区	中魚沼郡津南町大字上郷大井平今井、灰雨	次の図のとおり	地すべり
越ヶ沢地区	十日町市越ヶ沢壬	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
門出地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門出(2)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

門出(3)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門出(4)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門出(5)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門出(6)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門出(7)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門出(8)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門出(9)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門出(10)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
兔田地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	地すべり
中ノ坪地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	地すべり
風張地区	柏崎市高柳町石黒	次の図のとおり	地すべり
入甲田地区	柏崎市西山町甲田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
甲田地区	柏崎市西山町甲田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
甲田地区	柏崎市西山町甲田	次の図のとおり	土石流
甲田(2)地区	柏崎市西山町甲田	次の図のとおり	土石流
甲田(3)地区	柏崎市西山町甲田	次の図のとおり	土石流
机立地区	柏崎市西山町大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大崎(1)地区	柏崎市西山町大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大崎(2)地区	柏崎市西山町大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大崎(3)地区	柏崎市西山町大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大崎(4)地区	柏崎市西山町大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大崎(5)地区	柏崎市西山町大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大崎(1)地区	柏崎市西山町大崎	次の図のとおり	土石流
大崎(3)地区	柏崎市西山町大崎	次の図のとおり	土石流

大崎(2)地区	柏崎市西山町大崎	次の図のとおり	地すべり
滝の入地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾町(4)地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾町(1)地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾町(2)地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾町(3)地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾町(5)地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾町(6)地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾町地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	土石流
尾町地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	地すべり
貝淵(2)地区	柏崎市大字貝淵	次の図のとおり	土石流
貝淵(3)地区	柏崎市大字貝淵	次の図のとおり	土石流
成沢地区	柏崎市大字黒滝	次の図のとおり	土石流
黒滝地区	柏崎市大字黒滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒滝地区	柏崎市大字黒滝	次の図のとおり	土石流
滝入地区	柏崎市大字黒滝	次の図のとおり	土石流
貝淵(1)地区	柏崎市大字黒滝	次の図のとおり	土石流
黒滝(2)地区	柏崎市大字黒滝	次の図のとおり	土石流
黒滝(3)地区	柏崎市大字黒滝	次の図のとおり	土石流
高原田(1)地区	柏崎市大字女谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駒の間地区	柏崎市大字女谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
女谷地区	柏崎市大字女谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大石ヶ入沢地区	柏崎市大字女谷	次の図のとおり	土石流
入和田沢地区	柏崎市大字女谷	次の図のとおり	土石流

上野沢地区	柏崎市大字女谷	次の図のとおり	土石流
与市沢地区	柏崎市大字女谷	次の図のとおり	土石流
女谷地区	柏崎市大字女谷	次の図のとおり	地すべり
上野地区	柏崎市大字女谷	次の図のとおり	地すべり
小牧地区	柏崎市大字女谷	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川上(1)地区	妙高市大字川上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川上(2)地区	妙高市大字川上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の沢川地区	妙高市大字川上	次の図のとおり	土石流
西岸寺沢地区	妙高市大字川上	次の図のとおり	土石流
頭無川地区	妙高市大字川上	次の図のとおり	土石流
(巻淵)地区	妙高市大字川上	次の図のとおり	土石流
北の沢(ごんべ沢)地区	妙高市大字巻淵	次の図のとおり	土石流
東裏谷地区	妙高市大字坂口新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂口新田(1)地区	妙高市大字坂口新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂口新田(2)地区	妙高市大字坂口新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂口新田(3)地区	妙高市大字坂口新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂口新田地区	妙高市大字坂口新田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第584号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年 4月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 長岡地域振興局管内



区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山谷地区	三島郡出雲崎町大字山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(2)地区	三島郡出雲崎町大字山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松本(2)地区	三島郡出雲崎町大字松本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松本地区	三島郡出雲崎町大字松本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久田(1)地区	三島郡出雲崎町大字久田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久田(2)地区	三島郡出雲崎町大字久田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久田(3)地区	三島郡出雲崎町大字久田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久田(4)地区	三島郡出雲崎町大字久田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大釜谷(1)地区	三島郡出雲崎町大字大釜谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大釜谷(2)地区	三島郡出雲崎町大字大釜谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大釜谷(3)地区	三島郡出雲崎町大字大釜谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大釜谷(4)地区	三島郡出雲崎町大字大釜谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大釜谷(5)地区	三島郡出雲崎町大字大釜谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小釜谷(1)地区	三島郡出雲崎町大字小釜谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
門出(2)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門出(3)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門出(5)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門出(7)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門出(9)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入甲田地区	柏崎市西山町甲田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

甲田地区	柏崎市西山町甲田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
机立地区	柏崎市西山町大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大崎(1)地区	柏崎市西山町大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大崎(2)地区	柏崎市西山町大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大崎(4)地区	柏崎市西山町大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大崎(5)地区	柏崎市西山町大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝の入地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾町(4)地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾町(1)地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾町(2)地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾町(3)地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾町(5)地区	柏崎市西山町尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
成沢地区	柏崎市大字黒滝	次の図のとおり	土石流
黒滝地区	柏崎市大字黒滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝入地区	柏崎市大字黒滝	次の図のとおり	土石流
黒滝(3)地区	柏崎市大字黒滝	次の図のとおり	土石流
高原田(1)地区	柏崎市大字女谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駒の間地区	柏崎市大字女谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
女谷地区	柏崎市大字女谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大石ヶ入沢地区	柏崎市大字女谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川上(1)地区	妙高市大字川上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川上(2)地区	妙高市大字川上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

一の沢川地区	妙高市大字川上	次の図のとおり	土石流
(巻淵)地区	妙高市大字川上	次の図のとおり	土石流
北の沢(ごんべ沢)地区	妙高市大字巻淵	次の図のとおり	土石流
坂口新田(1)地区	妙高市大字坂口新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂口新田(2)地区	妙高市大字坂口新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂口新田(3)地区	妙高市大字坂口新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂口新田地区	妙高市大字坂口新田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第585号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
加茂都市計画用途地域(田上町決定)
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

## 公 告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県団体内統合宛名システム用サーバ機器等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年4月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件の名称  
新潟県団体内統合宛名システム用サーバ機器等一式の借上げ
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成28年6月30日(木)
  - (4) 納入場所  
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
  - (1) 交付期間 平成28年4月26日(火)から平成28年5月10日(火)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班番号制度担当(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
  - (3) 問合せ等 入札説明書による。

## 3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成28年 5 月20日(金) 午前10時
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

## 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成28年4月26日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

## (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成28年 5 月16日(月) 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班番号制度担当

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

## (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成28年 5 月18日(水) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

## 6 入札手続等

## (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

## (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

## (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県団体内統合宛名システム用サーバ機器等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の

端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県団体内統合宛名システム用サーバ機器等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ その他詳細は、入札説明書による。
- ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

---

**特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課において縦覧に供する。

平成28年 4 月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

---

平成28年4月8日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人新潟県ウォーキング協会
- 3 代表者の氏名  
小田 敏三
- 4 主たる事務所の所在地  
新潟市中央区万代3丁目1番1号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、新潟県民に対して、ウォーキング普及を推進する事業を行い、県民の健康増進を図り、明るい社会の発展に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) まちづくりの推進を図る活動
  - (4) 観光の振興を図る活動
  - (5) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (7) 環境の保全を図る活動
  - (8) 子どもの健全育成を図る活動
  - (9) 以上の活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県公共事業管理システム用サーバ機器等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成28年4月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件の名称  
新潟県公共事業管理システム用サーバ機器等一式の借上げ
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成28年7月29日（金）
  - (4) 納入場所  
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ先
  - (1) 交付期間 平成28年4月26日（火）から平成28年5月11日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 交付場所 新潟県土木部監理課予算係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
  - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 平成28年6月6日（月）午前10時
  - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格  
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に新潟県と入札説明書に定める機器等の賃貸借契約を締結した者にあつては、当該契約の全部又は一部不履行をした者でないこと。
  - (3) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
  - (5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
  - (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成28年4月26日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。
  - (7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認
- 本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
- この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
    - ア 提出期間 平成28年5月23日(月) 午前9時から午後5時15分まで
    - イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県土木部監理課予算係
    - ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
    - エ 提出書類及び部数 入札説明書による。
  - (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知する。

    - ア 通知日時 平成28年6月1日(水) 午後1時から午後4時まで
    - イ 通知場所 (1)イに定める場所
- 6 入札手続等
- (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

    - ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
    - イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。
  - (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。
  - (3) 入札書の記載
    - ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
    - イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積った契約希望金額(1に掲げる新潟県公共事業管理システム用サーバ機器一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。
  - (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。
- 7 無効入札
- 次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提

出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的を持って連合その他不正行為をしたと認められる入札

#### 8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県公共事業管理システム用サーバ機器等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本件調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

#### 11 Summary

(1) Nature of the services to be procured:

Leasing of server equipment for a management system for public projects, etc. [1] set

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. June 6, 2016

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Administrative Affairs Division

Department of Public Works

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata

JAPAN, 950-8570

Phone: 025-280-5385

E-mail: ngt080010@pref.niigata.lg.jp

---

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、端末装置等の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

---



平成28年4月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

端末装置等の借上げ

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から平成28年5月23日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 025-285-0110 内線2235

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報管理課運用管理係

電話番号 025-285-0110 内線2443

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達物品又はこれと同等品に係る調達について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。

(4) 本調達物品納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成28年4月26日（火）から平成28年5月23日（月）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成28年5月30日（月）午前11時以降に2(3)アへ問い合わせ

わせること。

#### 5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成28年6月6日(月) 午前11時
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

#### 6 入札手続

##### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を平成28年6月3日(金)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

##### (2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

##### (3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

##### (4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### 8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 10 その他

##### (1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

##### (2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

##### (3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

##### (4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知

事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature of the products or services to be procured:

Leasing contract for terminal devices

(2) Date, time and place of tendering:

Date : Monday, June 6, 2016

Time : 11:00 a.m.

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 950-8553

(3) For more information, contact:

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 950-8553

Tel 025-285-0110 EXT. 2235

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第11号

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 4 月26日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年新潟県病院局管理規程第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（一般競争入札の公告）</p> <p><b>第 5 条</b> 特例政令第 6 条又は第10条第 5 項に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限り。)) に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（指名競争入札の公示等）</p> <p><b>第 6 条</b> 特例政令第 7 条第 1 項又は第10条第 6 項に規定する公示については、前条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特例政令第 7 条第 2 項又は第10条第 7 項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前（最初の契約に係る公示において最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限り。)) にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（入札説明書の記載事項）</p> <p><b>第 8 条</b> 特例政令第 8 条の規定により交付する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 特例政令第 6 条、第 7 条第 1 項又は第10条第 5 項若しくは 6 項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第 6 条第 6 号に掲げる事項を除く。）</p> <p>(2) ～ (7) （略）</p>	<p style="text-align: center;">（一般競争入札の公告）</p> <p><b>第 5 条</b> 特例政令第 6 条に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限り。)) に、県報によりなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（指名競争入札の公示等）</p> <p><b>第 6 条</b> 特例政令第 7 条第 1 項に規定する公示については、前条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特例政令第 7 条第 2 項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前（最初の契約に係る公示において最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限り。)) にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（入札説明書の記載事項）</p> <p><b>第 8 条</b> 特例政令第 8 条の規定により交付する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 特例政令第 6 条又は第 7 条第 1 項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第 6 条第 6 号に掲げる事項を除く。）</p> <p>(2) ～ (7) （略）</p>

(複数落札入札制度による場合の予定価格の決定)  
**第8条の2** 特例政令第10条第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する場合の予定価格は、財務規程第197条第2項の規定にかかわらず、当該競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。

**附 則**

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

**選挙管理委員会規程**

**新潟県選挙管理委員会規程第4号**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
上越市	(略) 特別養護老人ホーム みねの園	(略) 上越市清里区岡野町1618番地	上越市	(略) 特別養護老人ホーム みねの園	(略) 上越市清里区岡野町1618番地
	特別養護老人ホーム サンクスレルヒの森	<u>上越市大貫2丁目16番23号</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
阿賀野市	(略) 特別養護老人ホーム あがの八雲苑	(略) 阿賀野市保田5685-1	阿賀野市	(略) 特別養護老人ホーム あがの八雲苑	(略) 阿賀野市保田5685-1
	特別養護老人ホーム かがやき苑	<u>阿賀野市寺社甲3848番地212</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

**◎新潟県選挙管理委員会告示第16号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、三条市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成28年 4 月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
三条市体育文化センター	三条市荒町2丁目1番8号	大集会室兼展示室	770.00	平成28年3月22日

◎新潟県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新発田市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成28年 4 月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
七葉コミュニティセンター	新発田市三日市 862番地 (旧新発田市三日市 56番12(仮番地))	研修室A	37.20	平成28年4月1日
		研修室B	37.20	
		研修室C(和室)	55.50	
		研修室D	42.00	
		多目的ホール	266.00	

◎新潟県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成28年 4 月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所 の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党新潟県新潟市西区第三支部	佐藤正人	佐藤功輝	新潟県新潟市西区内野町1393-5	○	28.01.14
自由民主党新潟県南魚沼市南魚沼郡第二支部	松原良道	坂西直木	新潟県南魚沼市六日町1551-1	○	28.01.27

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
上杉育子後援会	上杉育子	上杉育子	新潟県佐渡市千種乙284番地	28.01.06
宇治さやかを育てる会	宇治沙耶花	光村克己	新潟県佐渡市真野新町498	28.02.16
北けい後援会	北啓	北唯	新潟県佐渡市河原田本町314-3	28.01.14
鈴木よしひこ後援会	高橋博愛	齋藤勝廣	新潟県村上市猿沢2680番地	28.02.16
税理士による金子めぐみ後援会	野島廣一郎	石月良典	新潟県三条市東新保10番40-3号	28.02.04
たかおか輝夫と村上市の発展を目指す会	嵩岡和男	嵩岡輝夫	新潟県村上市飯野桜ヶ丘3-18	28.02.08
高野しょうじ後援会	高野庄嗣	高野庄嗣	新潟県佐渡市山田609	28.01.05
橋本洋一後援会	田中吉男	橋本鶴江	新潟県上越市板倉区針354-1	28.01.28
室岡ひろしと佐渡の明るい未来をつくる会	室岡啓史	室岡甚一	新潟県佐渡市上横山273	28.01.07
本山正人後援会	丸山辰五郎	本山左右子	新潟県上越市安塚区安塚1219-1	28.01.19
山田ただはる後援会	山田忠晴	宮川良夫	新潟県上越市大潟区岩野古新田600番地	28.01.07

1

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
こどもたちの未来のために行動する会	森裕子	宇野政幸	新潟県新潟市秋葉区新津本町1-3-22	28.01.08

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党阿賀野支部	帆刈謙治	会計責任者の氏名	三浦茂雄	池田強	28.01.05
自由民主党大島支部	岩野虎治	会計責任者の氏名	滝澤保男	高橋伸一	28.01.10
自由民主党加治川支部	川崎孝一	会計責任者の氏名	関川義蔵	中野藤彰	28.01.20
自由民主党下田支部	小出子恵出	主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名	新潟県三条市桑切436番地3 小出子恵出	新潟県三条市葎谷376 吉田進一郎 小出子恵出	28.02.01 28.02.01 28.02.01

自由民主党 新潟県新潟 市中央区第 四支部	伊藤健太郎	主たる事務所 の所在地	新潟県新潟市中央 区女池東1丁目5 番11号 アイメド テック本社ビル2階	新潟県新潟市中央 区女池東1丁目5 番11号 アイメド テック本社ビル1階	27.10.01
自由民主党 中之島支部	池上紀久夫	主たる事務所 の所在地	新潟県長岡市灰島 新田529	新潟県長岡市中之 島中条甲1150番地 1	28.02.05
		代表者の氏名	池上紀久夫	石田元治	28.02.05
		会計責任者の 氏名	飯田長一郎	安達敏興	28.02.05
自由民主党 新潟県港運 支部	鈴鹿尚道	代表者の氏名	鈴鹿尚道	大淵勇夫	27.05.01
自由民主党 新潟県第四 選挙区支部	宮崎恵美	会計責任者の 氏名	藤崎孝子	中山セツ子	28.01.30
自由民主党 新潟県第三 選挙区支部	斉藤洋明	会計責任者の 氏名	長谷川智希	岡戸幸二	28.02.04
自由民主党 新潟県小千 谷市第一支 部	宮崎悦男	主たる事務所 の所在地	新潟県小千谷市本 町2-1-26 サ ンワジョイナスビル 2F	新潟県小千谷市本 町1-7-1 小 千谷ビル2F	27.11.01
自由民主党 新潟県南魚 沼市・郡第 一支部	斎藤隆景	会計責任者の 氏名	中井寛之	種村益一	28.02.01
自由民主党 妙高支部	作林一郎	主たる事務所 の所在地	新潟県妙高市広島 2-10-15	新潟県妙高市神宮 寺27-1	28.02.15
		代表者の氏名	作林一郎	佐藤栄一	28.02.15
		会計責任者の 氏名	吉住安夫	関根正明	28.02.15
自由民主党 安塚支部	日下部進	会計責任者の 氏名	石野哲夫	渡邊誠一	27.12.23
日本共産党 中越地区委 員会	斉藤実	会計責任者の 氏名	植木正直	五位野和夫	27.10.05
民主党新潟 県第4区総 支部	飯田真紀子	会計責任者の 氏名	後藤恭子	今井雄大	28.01.20

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体 の名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
阿賀野清風 会（田中清 善後援会）	田中清善	主たる事務所 の所在地	新潟県阿賀野市岡 山町12-14	新潟県阿賀野市中 央町2-11-16	28.01.11
いしづき幸	会田きよみ	会計責任者の	太田美津子	佐藤志津	28.02.15



子と市政を 拓きつな がる会	氏名				
市川まさひろ後援会	市川政広	会計責任者の氏名	渋木俊哉	佐々木幸治	27. 11. 06
伊藤けんたろう後援会	伊藤健太郎	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区女池東1丁目5番11号 アイメドテック本社ビル2階	新潟県新潟市中央区女池東1丁目5番11号 アイメドテック本社ビル1階	27. 10. 01
魚沼みらいの会	赤津隆祐	代表者の氏名	赤津隆祐	五十嵐勝	27. 11. 04
		会計責任者の氏名	赤津隆祐	五十嵐勝	27. 11. 04
金子めぐみ連合後援会	吉沢浩志	会計責任者の氏名	藤崎孝子	赤堀大	27. 10. 30
金子めぐみを応援する会	早川吉秀	会計責任者の氏名	藤崎孝子	中山セツ子	28. 01. 30
菊田真紀子後援会	飯田真紀子	会計責任者の氏名	後藤恭子	今井雄大	28. 01. 20
菊田まきこ政経フォーラム21	野澤百合子	会計責任者の氏名	後藤恭子	今井雄大	28. 01. 20
幸福実現党新潟県本部	熊倉育	代表者の氏名	熊倉育	諫山征和	28. 01. 07
幸福実現党新潟後援会	熊倉育	代表者の氏名	熊倉育	諫山征和	28. 01. 07
小杉かずや後援会	飯嶋豊	代表者の氏名	飯嶋豊	鈴木正	28. 01. 04
小山よしもと県政ネットワーク	小山芳元	主たる事務所の所在地	新潟県上越市土橋1669-4 新町オフィス102	新潟県上越市木田1-2-11 遠藤オフィス201	27. 06. 01
こんどう彰治後援会	近藤彰治	主たる事務所の所在地	新潟県上越市大貫1-14-21	新潟県上越市大貫1051-2	25. 12. 01
斎藤洋明連合後援会	馬場肝作	会計責任者の氏名	長谷川智希	岡戸幸二	28. 02. 04
佐藤純後援会	佐藤純	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市江南区西町3丁目3番28号1	新潟県新潟市江南区西町3丁目3番25号	27. 12. 26
自由民主党新潟市議会議員連盟	佐藤豊美	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市東区小金台6番3号	新潟県新潟市東区東中野山3-5-19 橋田憲司事務所内	27. 05. 31
		代表者の氏名	佐藤豊美	橋田憲司	27. 05. 31
		会計責任者の氏名	平松洋一	美濃欣之	27. 05. 31
税理士による高鳥修一後援会	笹川賢治	代表者の氏名	笹川賢治	井部俊一	28. 01. 23
竹内真後援会	西脇守夫	会計責任者の氏名	宮本憲昭	小林一彦	28. 02. 15
中村実後援会	金子恭治	代表者の氏名	金子恭治	中村英二	28. 02. 15

会					
新潟クラブ 21	中島正	代表者の氏名	中島正	高橋剛士	28.02.08
新潟県電気 工事工業組 合政治連盟	小林功	会計責任者の 氏名	有坂友栄	本山秀樹	27.06.02
新潟県ハイ ヤー・タク シー政経連 絡会	高橋良樹	代表者の氏名	高橋良樹	土屋蔵三	27.04.01
新潟県ビル メンテナン ス政治連盟	鈴木英介	会計責任者の 氏名	若杉勝義	高橋奎一	27.05.26
日本の恵み を創る会	宮崎恵美	会計責任者の 氏名	藤崎孝子	岩崎晴彦	27.09.30
日本退職公 務員政治連 盟新潟県支 部	近藤俊明	代表者の氏名	近藤俊明	水澤潔	27.04.15
瞳は未来へ あなたとと もに歩む会	加藤全一	主たる事務所 の所在地	新潟県村上市塩町 1-14	新潟県村上市山居 町1-9-1	27.08.01
細田健一後 援会	細川哲夫	会計責任者の 氏名	細山稔	白川修	28.02.19
みやざき悦 男後援会	西巻一男	主たる事務所 の所在地	新潟県小千谷市本 町2-1-26 サ ンワジョイナスビル 2F	新潟県小千谷市本 町1-7-1 小 千谷ビル2F	27.11.01
宮崎悦男政 経研究会	宮崎悦男	主たる事務所 の所在地	新潟県小千谷市本 町2-1-26 サ ンワジョイナスビル 2F	新潟県小千谷市本 町1-7-1 小 千谷ビル2F	27.11.01
民主にいが た地方自治 体議員フォ ーラム	大淵健	主たる事務所 の所在地	新潟県新潟市中央 区新光町4-1 新潟県議会 民主 にいがた県議団内	新潟県新潟市中央 区新光町4-1 新潟県議会 民主 党県議団内	27.09.28
		代表者の氏名	大淵健	市川政広	27.07.20
		会計責任者の 氏名	上杉知之	内山五郎	27.07.20
山田省吾後 援会	伊藤文彌	会計責任者の 氏名	山田美英子	佐藤誠司	28.02.01
吉田たかし 後援会	橋本敏郎	会計責任者の 氏名	斎藤浩子	上原厚子	28.01.20
わたなべ和 光後援会	渡邊和光	会計責任者の 氏名	中島正	高橋剛士	27.11.05
渡辺たかし 後援会事務 所	杉田幸治	代表者の氏名	杉田幸治	谷川文吉	27.04.01
渡辺幹衛後 援会	渡辺千枝子	代表者の氏名	渡辺千枝子	小川昌作	28.02.20

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## (1) 政治団体の名称

## ア . 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党新潟県新潟市第六支部	橋田憲司	27. 12. 30

## イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
石平春彦後援会	石平春彦	27. 11. 28
市川まさひろ後援会	市川政広	27. 12. 31
杉本てるえい励ます会	杉本輝栄	27. 04. 30
長尾賢司後援会	長尾賢司	27. 07. 29
中野元栄を励ます会	小柳修一	27. 12. 27
南雲まこと応援団	大津孝一	27. 12. 31
長谷川健吉後援会事務所	長谷川健吉	27. 12. 31
本城文夫後援会	石川総一	27. 12. 28
本城文夫支援する会	菊野昭夫	27. 12. 28

## (2) 収支報告書の要旨

## ア . 政党の支部

(単位 円)

自由民主党新潟県新潟市第六支部

報告年月日 28. 02. 29

1 収入総額	2, 144, 510
前年繰越額	509, 510
本年收入額	1, 635, 000
2 支出総額	2, 144, 510
3 本年收入の内訳	
寄附	1, 635, 000
個人分	500, 000
団体分	1, 135, 000
4 支出の内訳	
経常経費	1, 176, 730
人件費	800, 000
光熱水費	117, 100
備品・消耗品費	203, 190

事務所費	56,440	
政治活動費	967,780	
組織活動費	75,000	
調査研究費	28,120	
その他の経費	864,660	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
田中一昭	500,000	新潟市東区
〔団体分〕		
(株)北日本ビルサービス	720,000	新潟市東区
年間5万円以下のもの	415,000	
6 資産等の内訳		
〔借入金〕		
橋田憲司	14,885,340	

イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(単位 円)

石平春彦後援会

報告年月日 28.01.07

1 収入総額	209,486
前年繰越額	27,416
本年收入額	182,070
2 支出総額	209,486
3 本年收入の内訳	
寄附	12,711
個人分	12,711
機関紙誌の発行その他の事業による収入	146,000
総会懇親会	146,000
その他の収入	23,359
1件10万円未満のもの	23,359
4 支出の内訳	
経常経費	48,503
人件費	10,000
備品・消耗品費	11,942
事務所費	26,561
政治活動費	160,983
機関紙誌の発行その他の事業費	160,983
その他の事業費	160,983
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	12,711

市川まさひろ後援会

報告年月日 28.01.26

1 収入総額	6,272,847
前年繰越額	2,483,395
本年收入額	3,789,452
2 支出総額	6,272,847
3 本年收入の内訳	
寄附	3,144,083

個人分	1,786,373	
政治団体分	1,357,710	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	645,000	
後援会総会	645,000	
その他の収入	369	
1 件10万円未満のもの	369	
4 支出の内訳		
経常経費	1,951,411	
光熱水費	48,258	
備品・消耗品費	620,450	
事務所費	1,282,703	
政治活動費	4,321,436	
組織活動費	3,271,716	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,049,720	
機関紙誌の発行事業費	130,340	
その他の事業費	919,380	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
市川政広	1,786,373	新潟市東区
〔政治団体分〕		
民主党新潟県第1区総支部	207,710	新潟市中央区
新潟の未来を考える会	1,000,000	新潟市中央区
東北電力労働組合政治連盟	100,000	宮城県仙台市青葉区
新潟民社協会	50,000	新潟市東区

## 杉本てるえい励ます会

報告年月日 28.02.16

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 長尾賢司後援会

報告年月日 28.02.23

1 収入総額	1,378,099
前年繰越額	1,342,981
本年收入額	35,118
2 支出総額	1,376,065
3 本年收入の内訳	
その他の収入	35,118
1 件10万円未満のもの	35,118
4 支出の内訳	
経常経費	3,750
備品・消耗品費	3,750
政治活動費	1,372,315
組織活動費	902,532
調査研究費	75,756
その他の経費	394,027

## 中野元栄を励ます会

報告年月日 28.01.13

1 収入総額	97,533
--------	--------

前年繰越額	27,533
本年收入額	70,000
2 支出総額	96,160
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (35人)	30,000
寄附	40,000
個人分	40,000
4 支出の内訳	
政治活動費	96,160
組織活動費	96,160
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	40,000

## 南雲まこと応援団

報告年月日 28.02.12

1 収入総額	334,816
前年繰越額	334,816
2 支出総額	0

## 長谷川健吉後援会事務所

報告年月日 28.02.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 本城文夫後援会

報告年月日 28.02.19

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 本城文夫支援する会

報告年月日 28.02.19

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成26年分 (単位 円)

〔政党の支部〕

## 自由民主党刈羽村支部

報告年月日 28.02.17

1 収入総額	792,923
前年繰越額	167,201
本年收入額	625,722
2 支出総額	609,011
3 本年收入の内訳	

個人の党費・会費 (99人)	112,200
機関紙誌の発行その他の事業による収入	317,000
大会会費	317,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	196,500
自由民主党新潟県支部連合会	180,000
自由民主党新潟県第二選挙区支部	16,500
その他の収入	22
1件10万円未満のもの	22
4 支出の内訳	
経常経費	117,834
事務所費	117,834
政治活動費	491,177
組織活動費	404,177
選挙関係費	87,000

自由民主党新潟県上越市第一支部

報告年月日 28.02.19

1 収入総額	55,180
前年繰越額	9,580
本年收入額	45,600
2 支出総額	49,925
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (63人)	45,600
4 支出の内訳	
経常経費	7,733
事務所費	7,733
政治活動費	42,192
組織活動費	42,192

[資金管理団体]

こんどう彰治後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 近藤彰治  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員

報告年月日 28.02.19

1 収入総額	1,487,872
前年繰越額	1,487,872
2 支出総額	0

横倉進後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 横倉進  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員

報告年月日 28.02.19

1 収入総額	0
2 支出総額	0

[その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)]

安保寿隆後援会

報告年月日 28.02.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

今井久美後援会

報告年月日 28.01.13

1 収入総額	40,226
前年繰越額	10,226
本年收入額	30,000
2 支出総額	5,860
3 本年收入の内訳	
寄附	30,000
個人分	30,000
4 支出の内訳	
経常経費	5,860
備品・消耗品費	5,860
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	30,000

いしづき幸子と市政を拓きつながる会

報告年月日 28.01.29

1 収入総額	4,646,215	
本年收入額	4,646,215	
2 支出総額	3,711,515	
3 本年收入の内訳		
寄附	4,646,215	
個人分	4,646,215	
4 支出の内訳		
経常経費	2,043,470	
人件費	1,064,860	
光熱水費	42,060	
備品・消耗品費	120,743	
事務所費	815,807	
政治活動費	1,668,045	
組織活動費	160,791	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,507,254	
機関紙誌の発行事業費	669,286	
宣伝事業費	837,968	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
石附幸子	1,500,000	新潟市西区
小林義昭	500,000	新潟市西区
青木学	600,000	新潟市中央区
石附孝夫	1,000,000	新潟市西区
村井良次	100,000	新潟市西区
村井幸子	100,000	新潟市西区
大河内芳子	100,000	新潟市東区
荒木寿美恵	396,215	北海道札幌市東区
近藤正道	50,000	新潟市西区



太田宏信 300,000 新潟市西区

南雲まこと応援団  
報告年月日 28.02.12

1 収入総額	334,816
前年繰越額	334,816
2 支出総額	0

渡辺たかし後援会事務所  
報告年月日 28.02.19

1 収入総額	724,467
前年繰越額	724,467
2 支出総額	0

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成28年4月26日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
-----------------------	-------	-----------	------------	-------

山田忠晴	市議会議員	山田ただはる後援会	新潟県上越市大潟区岩野古新田600番地1	28.01.04
------	-------	-----------	----------------------	----------

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年4月26日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

田中清善	阿賀野清風会（田中清善後援会）	主たる事務所の所在地	新潟県阿賀野市岡山町12-14	新潟県阿賀野市中央町2-11-16	28.01.11
------	-----------------	------------	-----------------	-------------------	----------

伊藤健太郎	伊藤けんたろう後援会	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区女池東1丁目5番11号 アイメドテック本社ビル2階	新潟県新潟市中央区女池東1丁目5番11号 アイメドテック本社ビル1階	27.10.01
-------	------------	------------	------------------------------------	------------------------------------	----------

小山芳元	小山よしもと県政ネットワーク	主たる事務所の所在地	新潟県上越市木田1-2-1 遠藤オフィス201	新潟県上越市富岡2594	22.04.10
------	----------------	------------	-------------------------	--------------	----------

小山芳元	小山よしもと県政ネットワーク	主たる事務所の所在地	新潟県上越市土橋	新潟県上越市木田	27.06.01
------	----------------	------------	----------	----------	----------

	政ネットワーク	の所在地	1669-4 新町オ フィス102	1-2-1 遠藤 オフィス201	
近藤彰治	こんどう彰治後 援会	主たる事務所 の所在地	新潟県上越市大貫 1-14-21	新潟県上越市大字 大貫1051-2	25.12.01
佐藤純	佐藤純後援会	主たる事務所 の所在地	新潟県新潟市江南 区西町3丁目3番 28号1	新潟県新潟市江南 区西町3丁目3番 25号	27.12.26
宮崎悦男	宮崎悦男政経研 究会	主たる事務所 の所在地	新潟県小千谷市本 町2-1-26 サ ンワジョイナスビ ル2F	新潟県小千谷市本 町1-7-1 小 千谷ビル2F	27.11.01

◎新潟県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体で なくなった年月日
石平春彦	石平春彦後援会	27.11.28
市川政広	市川まさひろ後援会	27.12.31
長尾賢司	長尾賢司後援会	27.07.29
長谷川健吉	長谷川健吉後援会事務所	27.12.31

教育委員会公告

新潟県公立学校教員採用選考検査の実施について(公告)

平成29年度新潟県公立学校教員採用選考検査を次のとおり実施する。

平成28年4月26日

新潟県教育委員会 教育長 池田 幸博

# 平成29年度 新潟県公立学校教員採用選考検査 実 施 要 項

新潟県教育委員会

**■検査の期日**  
 〈第1次検査〉 平成28年7月10日(日)  
 〈第2次検査〉 平成28年8月19日(金)～22日(月)

**■実施要項交付及び願書受付**  
 平成28年4月26日(火)～5月20日(金)  
 ※ 願書受付は、「特定記録郵便」による郵送のみとし、  
 5月20日(金)の消印まで有効とします。

## 【本年度の主な変更点】

◆第1次検査の全てを免除する対象者の追加について

(P6 参照)

◆小・中・高・特別支援学校教諭の第1次検査における加点の対象者の追加について

(P7 参照)

◆養護教諭・栄養教諭の第2次検査内容の変更について

(P8 参照)

目 次		
1	検査の目的	P 1
2	一般選考	
3	身体障害者特別選考	P 2
4	高等学校教諭「工業」特別選考	
5	出願の資格	P 3
6	検査の期日	
7	検査の内容・方法	P 4
8	検査の配点及び判定基準	P 9
9	出願の方法及び出願に必要な書類	P 10
10	第1次検査当日に提出する書類	P 11
11	その他	
	第1次検査持参品	P 12
	受検者心得	
	願書提出、連絡・照会先	P 13
	スポーツ・芸術特別選考制度	
	検査場所案内	P 14
	第1次検査場所・日程	P 15
	第2次検査場所・日程	P 16

※ 出願に当たっては、義務教育課又は高等学校教育課のホームページに掲載してある「記入要領」「願書の記載例」及び「選考検査Q & A」を参考にしてください。

**1 検査の目的**

新潟県公立学校教員（新潟市立小・中・高・特別支援学校教員を除く。以下同じ。）を志願する者について、その採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とします。

**2 一般選考**

出願種別	出願形式・募集教科等	採用予定数
小学校教諭	出願形式Ⅰ・Ⅱ ※1	140人程度
中学校教諭	出願形式Ⅰ・Ⅱ ※1 「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「美術」 「保健体育」「技術」「家庭」「英語」	65人程度
高等学校教諭	「国語」「地理歴史(歴史)」「公民」「数学」「理科(物理)」 「保健体育」「英語」「農業」「工業(機械、建築・デザイン)」 ※2	30人程度
特別支援学校教諭	※3	16人程度
養護教諭		10人程度
栄養教諭		1人程度

※1 小学校教諭及び中学校教諭には、出願形式Ⅰ・Ⅱがあります。

出願形式Ⅰ 新潟市を除く新潟県全域での勤務を希望する者

出願形式Ⅱ 下記の地域内に限る勤務を希望する者

小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、津南町、湯沢町のいずれかに専ら勤務することが採用条件となり、原則として、全県的な異動による勤務はありません。

※2 高等学校教諭「工業」については、機械又は建築・デザインの中から一つを選択し、提出書類の「教科(科目等)」の欄に記入してください。

※3 特別支援学校教諭は、原則として特別支援学校に配置します。

(注1) 小学校教諭として出願した者を中学校教諭に、中学校教諭として出願した者を小学校教諭又は高等学校教諭に、高等学校教諭として出願した者を中学校教諭に採用することがあります。また、小学校教諭及び中学校教諭の出願形式Ⅱに出願した者を、出願形式Ⅰで採用することがあります。

(注2) 教員の需給状況により、出願・採用の校種にかかわらず特別支援学校に配置することがあります。また、小・中・高等学校教諭に出願する者で、特別支援学校への勤務を希望し、今後、特別支援学校教諭の普通免許状取得を目指す者は、受検願書の希望欄に○を記入し、「特別支援学校勤務希望調書」を提出してください。

**3 身体障害者特別選考****1 出願種別・教科等**

「2 一般選考」に記載のある出願種別・教科等で実施します。

**2 採用予定数**

5人程度の予定です。(一般選考の採用予定数とは別枠)

**3 検査の特例**

原則として一般選考受検者と同様の検査を行います。出願種別や教科等、障害の程度により、筆答検査及び実技検査の一部を変更又は免除します。また、点字、拡大文字、手話、車いす、口頭による試問等、必要に応じて対応します。

**4 応募資格**

年齢及び免許状要件は、「5 出願の資格」の記載と同じとし、身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者としします。

身体障害者特別選考の希望者は、事前に必ず義務教育課又は高等学校教育課までご連絡ください。

出願の手続きは一般選考と同様ですが、「9 3 提出書類」の他、身体障害者手帳の写しを提出してください。

**4 高等学校教諭「工業」特別選考（社会人実務経験者対象）****1 出願種別・教科等**

「2 一般選考」に記載のある高等学校教諭「工業」の科目で実施します。

**2 採用予定数**

若干人の予定です。(一般選考の採用予定数とは別枠)

**3 検査の特例**

「7 検査の内容・方法」に記載のある第1次検査のうち、筆答検査Ⅰと筆答検査Ⅱを実施し、論文を免除します。また、筆答検査Ⅱは、教科の基礎的問題とします。第2次検査は、一般選考と同様の検査を行います。

**4 応募資格**

- (1) 大学を卒業、又は大学院を修了していること。
- (2) 昭和32年4月2日以降に生まれた者で、研究施設、民間企業、官公庁（公立学校の工業の実習助手を含む）において、正規職員（任期を定めて採用された職員を除く）として、受検前過去6年間（平成22年度から平成27年度まで）で、通算3年以上（休職期間等勤務の実態がない期間は含まない）の工業に関する実務経験を有し、次の要件ア及びイを満たす者としします。
  - ア 工業の教科に関する専門的な知識、経験又は技能を有すること。
  - イ 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見をもっていること。

なお、高等学校教諭「工業」の普通免許状の有無は問いませんが、普通免許状を有しない場合は、合格後に特別免許状申請手続きが必要です。

高等学校教諭「工業」特別選考の希望者は、事前に必ず高等学校教育課までご連絡ください。出願の手続きは一般選考と同様ですが、「9 3 提出書類」のうち、自己申告カードは高等学校教諭「工業」特別選考用のものを提出し、併せて特別選考調書も提出してください。また、第2次検査合格後に、勤務証明書を提出してください。

**5 出願の資格**

- 1 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと。
- 2 昭和32年4月2日以降に生まれた者であること。
- 3 出願校種の教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭の普通免許状を有している者、若しくは、これらの免許状を平成29年3月31日までに取得する見込みの者であること。

出願種別	所有教育職員免許状
小学校教諭	小学校教諭の普通免許状
中学校教諭	出願教科に応じた中学校教諭の普通免許状
高等学校教諭	出願教科に応じた高等学校教諭の普通免許状
特別支援学校教諭	特別支援学校教諭の普通免許状及び小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭のいずれかの普通免許状
養護教諭	養護教諭の普通免許状
栄養教諭	栄養教諭の普通免許状

- ※1 現在、新潟県及び新潟市にある国公立学校の教員（教諭・養護教諭・栄養教諭）である者は、この検査を受けることができません。また、現在、新潟県及び新潟市にある国公立学校の学校栄養職員は、栄養教諭の検査を受けることはできません。
- ※2 他の都道府県の国公立学校教員として勤務している者で、本県公立学校の教員を志願する者は受検することができます。なお、第1次検査を免除する特例については、5ページを参照してください。
- ※3 教諭に出願し、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師に任用します。養護教諭、栄養教諭の出願は、これに準じて任用します。
- ※4 盲学校、聾学校、養護学校教諭の普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭の普通免許状を有するものと見なします。

**6 検査の期日**

- 1 第1次検査  
平成28年7月10日(日) [1日間]
  - 2 第2次検査  
平成28年8月19日(金)・20日(土)・21日(日)・22日(月) [4日間]
- ※ 当日の日程、会場等の詳細は、15、16ページ参照

**7 検査の内容・方法**

**1 第1次検査（免除者を除く出願者全員）**

出願種別	論 文	筆答検査 I	筆答検査 II	実技検査
小 学 校 教 諭	教職・ 一般教 養に関 するも の	教職教養及 び一般教養	A (国語、社会、算数、理科) B (生活、音楽、図画工作、家庭、 体育、英語) ※1	(第2次検査で実施)
中 学 校 教 諭			「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」 「美術」「保健体育」「技術」「家庭」「英 語」の中で出願した1教科	下の※3のと おり実施
高 等 学 校 教 諭			「国語」「地理歴史(歴史)」「公民」 「数学」「理科(物理)」「保健体育」 「英語」「農業」「工業(機械、建築 ・デザイン)」の中で出願した1教 科(科目等) ※2	
特別支援学校教諭			特別支援教育に関するもの	
養 護 教 諭			養護に関するもの	/
栄 養 教 諭			給食管理・食育に関するもの	

※1 小学校教諭の筆答検査II Bの英語は、筆記及び聞き取りによる検査を実施します。

※2 高等学校教諭の筆頭検査IIの「工業」は、出願時に選択した科目等（機械又は建築・デザイン）で実施します。

※3 中学校教諭、高等学校教諭の実技検査等については、次のとおりです。

出 願 種 別	教 科	実 技 検 査 内 容
中 学 校 教 諭	音 楽	① 平成28年度用文部科学省検定済教科書中学校音楽科用に掲載されている「赤とんぼ」「花の街」「夏の思い出」「浜辺の歌」「荒城の月」「花」「早春賦」の中から当日指定する1曲を、ピアノ伴奏をしながら歌唱する。(楽譜は当日指定したものを使用) ② アルトリコーダーによる視奏をする。(曲は当日指定)
	美 術	当日、課題を提示
	技 術	当日、課題を提示
	家 庭	当日、課題を提示

中学校教諭	保健体育 ※4	計5種目実施 〔必修〕 ①ダンス(創作ダンス) ②柔道又は剣道から1種目選択 〔指定〕 ③マット運動 ④ハードル走 ⑤水 泳 ⑥バスケットボール又はバレーボールから1種目選択 指定種目 ③～⑥の中から当日指定する3種目を実施
高等学校教諭	保健体育 ※4	計5種目実施 〔必修〕 ①マット運動 ②ハードル走 ③水泳 〔選択〕 ④バスケットボール又はバレーボールから1種目選択 ⑤柔道・剣道・ダンス(創作ダンス)から1種目選択
中学校教諭 高等学校教諭 (共通)	英 語	英語によるオーラルプレゼンテーション (当日与えられた文章の音読、質疑応答など)

※4 中学校教諭「保健体育」及び高等学校教諭「保健体育」における注意事項は、次のとおりです。

下の対象種目において、国体、全日本選手権、全日本学生選手権大会(1部)等の全国規模の大会で入賞した実績をもつ者は、「自己選択種目」として、実技検査の1種目を免除し、実績による書類審査と置き換えることができます。ただし、過去4年間(平成24年4月1日から平成28年3月31日まで)の実績に限ります。出願時に実績等を証明する書類を提出してください。

<対象種目>

- ・学習指導要領で示されている種目
- ・国民体育大会種目(公開競技のうち硬式野球を含む。)
- ・全国高等学校総合体育大会(インターハイ)種目
- ・全国中学校体育大会種目

## 2 第1次検査の免除

次の者を第1次検査の全てを免除する対象とします。出願された書類を審査して、第1次検査の免除者を決定し、第1次検査受検票発送と同時に本人へ通知します。免除が認められなかった場合は、第1次検査から受検してください。

### (1) 国公立学校に在職する正規教員

新潟県及び新潟市にある国公立学校の教員を除く国公立学校の正規教員(教諭・養護教諭・栄養教諭・任用期限を付さない常勤講師)として現に勤務し、平成28年3月31日までに出願種別・教科等と同一職種等で3年以上(休職や育児休業等の期間を除く)の勤務経験がある者。

### (2) 前回の第2次検査の結果「採用候補者名簿」に登録されなかった者のうち、S判定であった者

前回の新潟県公立学校教員採用選考検査における第2次検査の結果、「採用候補者名簿」に登録されなかった者のうち、S判定であった者。ただし、前回と同一の出願種別・教科等を受検する場に限りします。



- (3) 中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」を受検する者で、3ページの「5」出願の資格を満たし、さらに次の①～③のいずれかの条件を満たす者

- ① 実用英語技能検定（(財)日本英語検定協会）1級合格者  
 ② TOEFL iBT 110点以上  
 ③ TOEIC 945点以上

免除を希望する場合は、上記の①～③のいずれかを証明する書類の写しを出願時に提出し、第2次検査の受付で原本を提示してください。

- (4) 高等学校教諭「農業」又は「工業」を受検する者で、3ページの「5」出願の資格を満たし、さらに次の高度な技術資格を出願時に有する者

教 科 (科目等)	資 格
農 業	技術士（農業部門、森林部門）
工 業（機械）	技術士（機械部門）
工 業（建築・デザイン）	1級建築士

免除を希望する場合は、上記の資格のいずれかを証明する書類の写しを出願時に提出し、第2次検査の受付で原本を提示してください。

- (5) 「大学院進学者名簿」に登録された者

第2次検査に合格した者のうち、国内の大学院修士課程（博士(前期)課程及び教職大学院を含む。専修免許状の取得を条件とする。）（以下「修士課程」という。）進学を理由に採用を辞退する者については、希望により、「大学院進学者名簿」（以下「進学者名簿」という。）に登録します。進学者名簿に登録された者は、最少修了年限の年の第1次検査を免除します。

進学者名簿への登録を希望する者は、あらかじめ受検願書の該当欄に○を記入して出願するとともに、第2次検査合格後、平成28年12月19日（消印有効）までに「大学院進学者名簿登録願」を大学院合格を証明する書類を添付して提出してください。

※1 修士課程修了後、博士(後期)課程に進んだ場合は、在学中でも第1次検査を免除します。

なお、第1次検査の免除は、1回限りとします。

※2 第1次検査を免除できるのは、辞退した年と同一の出願種別・教科等を受検する場合に限ります。その際、当該教科等の採用予定がない場合は、当該教科等の採用検査が実施されるまでの間、「大学院進学者名簿」の登録を延長します。

※3 上記の修士課程進学者であっても、最少修了年限で修了できなかった場合は、第2次検査に合格していても、合格を取り消します。

- (6) 小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校教諭を受検する者で、3ページの「5」出願の資格を満たし、新潟県内の教職大学院を、平成29年3月31日までに修了見込みの者で、在学する大学院の学長が推薦する者（平成29年度採用選考検査から実施）

※1 上記に該当する者であっても、平成29年3月31日までに修了できなかった場合は、第2次検査に合格していても、合格を取り消します。

※2 この要件での出願は、第2次検査に合格した場合、新潟県の教員となることを確約できる者に限ります。

- (7) 前年度第2次検査の結果、「採用候補者名簿」に登録されなかった者のうち、A判定であった講師等経験者（平成30年度採用選考検査から実施）

平成29年度新潟県公立学校教員採用選考検査における第2次検査の結果、A判定であった者で、新潟県内の国公立学校において、常勤の臨時職員（講師、助教諭、養護助教諭、栄養士）として直近の3年間で、7か月以上又は210日以上勤務している者。ただし、平成29年度と同一の出願種別・教科を受検する場合に限ります。

※1 直近3年間とは、平成26年6月1日以降の期間とします。

※2 経験期間は連続している必要はありません。また、異なる校種間の経験を合算することができます。

### 3 第1次検査の加点

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭を受検する者で、3ページの「**5**出願の資格」を満たし、下記に該当する者は、第1次検査の点数に加点をする対象とします。加点は免許状に関するものは10点、資格に関するものは5点とし、上限は20点です。ただし、対象となる校種・教科(科目)の選考を行わない場合は、加点の対象とはなりません。

加点を希望する場合は、「免許状・資格に係る加点申請書」の他、免許状及び、資格を証明する書類の写しを出願時に提出してください。また、第1次検査当日に当該書類の原本を必ず持参してください。

なお、第1次検査当日に当該書類の原本の持参がない場合には、加点しません。

#### 【免許状に関するもの】

対象となる校種・教科(科目)及び要件	点数
① 小学校教諭の受検者で、中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」の普通免許状も所有する者	10
② 中学校教諭「音楽」「美術」「技術」「家庭」の受検者で、中学校の出願する教科以外の教科の普通免許状も所有する者	10
③ 高等学校教諭の受検者で、「情報」の普通免許状も所有する者	10
④ 高等学校教諭「書道」の受検者で、高等学校教諭「国語」の普通免許状も所有する者	10
⑤ 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の受検者で、特別支援学校教諭の普通免許状も所有する者	10
⑥ 小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校教諭の受検者で、小学校教諭と中学校教諭の普通免許状を共に所有する者（①に該当する者を除く）	10

#### 【資格に関するもの】

対象となる校種・教科(科目)及び要件	点数
① 小学校教諭の受検者で、実用英語技能検定2級以上、TOEIC 540点以上、TOEFL PBT 480点以上若しくはCBT 173点以上、iBT 61点以上の取得のうち、いずれかの資格を有する者	5
② 高等学校教諭「家庭」の受検者で、調理師の資格を有する者	5
③ 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭の受検者で、司書教諭の資格を有する者	5

4 第 2 次 検 査 ( 第 1 次 検 査 の 合 格 者 及 び 免 除 者 )

出願種別	個人面接Ⅰ	個人面接Ⅱ	実 技 検 査
小 学 校 教 諭	与えられた課題の模擬授業、場面指導を実施 (栄養教諭は模擬授業のみ実施) ※1	全員実施	[運動実技] ①ボール投げ ②マット運動 ③水泳 ※2 [音楽実技] ①歌唱 ②ピアノ伴奏 ※3
中 学 校 教 諭			
高 等 学 校 教 諭			
特 別 支 援 学 校 教 諭			[運動実技] ①ボール投げ ②マット運動 ③水泳 ※2 [音楽実技] ①歌唱 ※3
養 護 教 諭			
栄 養 教 諭			

- ※1 模擬授業及び場面指導の課題、注意事項については、次のとおりです。
- ・ 模擬授業の課題分野は、第1次検査実施後、7月下旬に義務教育課及び高等学校教育課のホームページに掲載します。ホームページアドレスは、13ページを参照してください。
  - ・ 場面指導の課題は、検査時に提示します。
  - ・ 事前に用意した教材、指導案等を検査室に持ち込むことはできません。
- ※2 小学校教諭・特別支援学校教諭の運動実技検査の水泳は、25m（クロール・平泳ぎから1種目選択）です。
- ※3 小学校教諭・特別支援学校教諭の音楽実技検査は、次のように行います。
- ① 歌唱  
小学校学習指導要領に示された第4・5・6学年の歌唱の共通教材の中から当日指定する1曲を、CD伴奏に合わせて歌唱します。歌詞つきの楽譜は、検査員が用意します。
  - ② ピアノ伴奏  
小学校学習指導要領に示された第4・5・6学年の歌唱の共通教材の中から1曲を選び、ピアノ伴奏をします。伴奏譜を2部用意し、当日1部を検査員に提出します。

**8 検査の配点及び判定基準**

**1 第1次検査**

(1) 配点

	論文	筆答検査Ⅰ	筆答検査Ⅱ	実技検査	合計
小学校教諭	50点	50点	200点	/	300点
中学校教諭	50点	50点	200点	/	300点
			100点	100点	300点
高等学校教諭	50点	50点	200点	/	300点
			100点	100点	300点
特別支援学校教諭	50点	50点	200点	/	300点
養護教諭	50点	50点	200点	/	300点
栄養教諭	50点	50点	200点	/	300点

※ 筆答検査Ⅱには英語オーラルプレゼンテーション(中・高)を含みます。

(2) 判定基準

- ① 「論文」「筆答検査Ⅰ」「筆答検査Ⅱ」及び「実技検査」とも、設定した基準に達しない者は不合格とします。
- ② 上記①による不合格者を除き、「論文」「筆答検査Ⅰ」「筆答検査Ⅱ」及び「実技検査」の合計点に基づき、提出書類の記載内容等も含めて、一件ごとに審査を行い可否の判定を行います。

**2 第2次検査**

(1) 配点

	個人面接Ⅰ	個人面接Ⅱ	実技検査	合計
小学校教諭	30点	50点	20点	100点
中学校教諭	30点	50点	/	80点
高等学校教諭	30点	50点	/	80点
特別支援学校教諭	30点	50点	20点	100点
養護教諭	30点	50点	/	80点
栄養教諭	30点	50点	/	80点

(2) 判定基準

- ① 「個人面接Ⅰ」「個人面接Ⅱ」及び「実技検査」とも、設定した基準に達しない者は不合格とします。
- ② 上記①による不合格者を除き、「個人面接Ⅰ」「個人面接Ⅱ」及び「実技検査」の合計点に基づき、提出書類の記載内容や第1次検査結果等を勘案して、一件ごとに審査を行い、可否(「採用候補者名簿」への登録)の判定を行います。

## 9 出願の方法及び出願に必要な書類

### 1 出願の方法

角2封筒（A4サイズ240mm×332mm）を使用して、3の提出書類を「特定記録郵便」で郵送してください。それ以外の方法で提出されたものは、受理できません。

なお、「簡易書留」とは違いますので注意してください。

### 2 提出期間及び提出先

平成28年4月26日(火)から5月20日(金)まで。5月20日(金)の消印まで有効とします。

提出先は、13ページを参照してください。

### 3 提出書類

#### ア 受検願書（A4両面印刷）

#### イ 第1次検査受検票

#### ウ 自己申告カード（A4両面印刷）

- ・ 高等学校教諭「工業」特別選考の出願者は、特別選考用の自己申告カードを提出してください。また、併せて特別選考調書も提出してください。

#### エ 特別支援学校勤務希望調書

- ・ 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の出願者で、今後、特別支援学校教諭の普通免許状取得を目指し、特別支援学校勤務を希望する者のみ提出してください。

#### オ 保健体育実技検査選択種目申告書

- ・ 中学校教諭「保健体育」、高等学校教諭「保健体育」の受検者のみ提出してください。

#### カ 実績を証明する書類

- ・ 中学校教諭「保健体育」、高等学校教諭「保健体育」の受検者で、「自己選択種目」を希望する者のみ提出してください。

#### キ 現職教員第1次検査免除希望調書及び在职証明書

- ・ 現職教員で第1次検査免除を希望する者のみ提出してください。
- ・ 前回の第2次検査でS判定の者は、提出の必要はありません。

#### ク 教職大学院修了見込証明書及び推薦書

- ・ 平成29年3月末に教職大学院修了見込みで、学長の推薦を受けた者のみ提出してください。

#### ケ 資格を証明する書類

- ・ 中学校教諭「英語」、高等学校教諭「英語」の受検者で、6ページの2(3)①～③のいずれかの条件を満たし、第1次検査免除を希望する者は、該当する資格を証明する書類の写しを提出してください。
- ・ 高等学校教諭「農業」又は「工業」の受検者で、6ページの2(4)の技術資格を有し、第1次検査免除を希望する者は、該当する資格を証明する書類の写しを提出してください。
- ・ 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭の受検者で、7ページの免許状及び資格を有し、加点を希望する者は、「免許状・資格に係る加点申請書」及び該当する免許状、資格を証明する書類の写しを提出してください。

#### コ 第1次検査受検票送付用封筒

- ・ 長形3号（A4三つ折りサイズ120mm×235mm）のり付き事務用封筒に82円切手を貼り、郵便番号・あて先を明記してください。なお、氏名には、「様」を必ず付記してください。
- ・ 速達を希望する場合は362円分の切手を貼り、速達であることを朱書きしてください。
- ・ 第1次検査免除希望者は、第2次検査受検票送付用と併せて、計2枚送付してください。

※ 受検願書、第1次検査受検票の記載に当たっては、記入漏れ、記入間違い等がないように、ホームページに掲載してある「記入要領」「願書の記載例」及び「選考検査Q&A」を十分確認の上、記入してください。

- ※ 封筒の表の左側に「教員受検願書（出願種別）在中」と朱書きしてください。（例：「教員受検願書（中学校・数学）」在中）
- ※ 障害等があり、受検に際して特別の配慮を必要とする場合は、その事情と配慮を求める事項について、受検願書の「備考」欄に記載してください。別紙（自由形式）に記載し、提出することもできます。
- ※ 出願後、現住所や採用事務連絡先（帰省先等）の変更があった場合は、その都度すみやかに13ページの連絡先に電話で連絡してください。

## 10 第1次検査当日に提出する書類

- ア 教育職員免許状の写し**
- ・ 平成21年3月31日までに免許状を授与された者で、修了確認期限を迎えた者は、更新講習修了確認証明書の写しを添付してください。
  - ・ 平成29年3月31日までに免許状を取得見込みの者は、在学する大学等の学長が発行する免許状取得見込証明書を提出してください。
  - ・ 聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者は、受講証明書、卒業した大学の単位修得証明書など免許取得見込みの証明となるものを提出してください。
- イ 最終学校の卒業・修了証明書又は在学する学校の卒業・修了見込証明書**
- ・ 「最終学校」とは、通信教育によって免許状を取得するために在学している大学等を除きます。
  - ・ 証明書は、本年度（平成28年4月1日以降）に証明されたものを提出してください。
- ウ 加点申請書に記入した該当の免許状及び資格を証明する原本**
- ・ 第1次検査で加点を希望する者で、「免許状・資格に係る加点申請書」を提出した者は、免許状及び、資格を証明する書類の原本を必ず持参してください。
- エ 第1次検査結果の通知用封筒**
- ・ 長形3号(A4三つ折りサイズ120mm×235mm)のり付き事務用封筒に82円切手を貼り、郵便番号、あて先を明記してください。
  - ・ 氏名には、「様」を必ず付記してください。
  - ・ 速達を希望する場合は362円分の切手を貼り、速達であることを朱書きしてください。

- ※ 上記ア～エの書類は、第1次検査当日の7月10日(日)に持参してください。
- ※ 第1次検査免除の者は別途通知します。

## 11 その他

- 1 「第1次検査受検票」は、平成28年6月中に送付します。「第1次検査受検票」には検査場所その他受検上の注意等が指示してあります。
- 2 提出された書類は返却しません。ただし、証明書等の原本は返却します。
- 3 受検に関する問い合わせは、義務教育課又は高等学校教育課のホームページに掲載してある「平成29年度新潟県公立学校教員採用選考検査Q&A」を確認してからにしてください。
- 4 第1次検査結果の通知は、合否にかかわらず8月上旬発送の予定です。8月12日(金)までに通知がない場合は、電話で照会してください。  
なお、合格者の受検番号を8月上旬に義務教育課及び高等学校教育課のホームページに掲載します。第2次検査結果の通知は、9月末頃発送の予定です。
- 5 第1次検査及び第2次検査で不合格になった者に対して、本人の選考検査結果を通知により開示します。
- 6 給与は、本県の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- 7 採用予定者については、平成28年11月12日(土)に採用予定者全員を対象としたガイダンスを実施する予定です。

## ■ 第1次検査 持参品

- 1 第1次検査受検票
- 2 受検時に提出する書類 (10 ア～エ)
- 3 筆記用具、直線定規 (20cm程度、目盛付)、上履、昼食 (午後も検査がある受検者)
- 4 上記のほか、出願校種別に次のものを準備持参すること。
  - (1) 中学校教諭
    - ・数 学……三角定規一組、コンパス
    - ・理 科……三角定規一組
    - ・音 楽……アルトリコーダー
    - ・美 術……三角定規一組、鉛筆 (デッサン用)、消しゴム、はさみ、のり、コンパス、  
カッターナイフ、カッターマット (A4程度)、針がセットされているホット  
チキス (紙2～3枚を綴じることができるもの)
    - ・保健体育……運動着上下、運動靴 (屋内用、屋外用)、水着  
武道において柔道を選択する者は柔道着、剣道を選択する者は竹刀及び防具
    - ・技 術……三角定規一組、コンパス、実技用実習着
    - ・家 庭……裁縫用具一式 (裁ちばさみ、糸切りばさみ、指ぬき、チャコペンシル、へら、  
まち針、しつけ糸)
  - (2) 高等学校教諭
    - ・数 学……中学校教諭「数学」受検者と同じもの
    - ・保健体育……中学校教諭「保健体育」受検者と同じもの
    - ・工業 (機械、建築・デザイン)  
……関数電卓 (ただし、プログラム電卓及びポケットコンピュータは不可)、  
三角定規一組

## ■ 受検者心得

- 1 検査会場敷地内は、すべて禁煙とします。
- 2 検査会場内では、携帯電話・スマートフォン等の電源を切ってカバンの中に入れてください。
- 3 録音・録画機器、通信機器の持ち込み及び使用を禁止します。
- 4 検査会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、周辺の店舗等への無断駐車は厳禁です。
- 5 検査会場周辺が混雑するため、自家用車による送迎や、タクシー等を利用する場合、検査会場  
正門付近では乗降しないでください。
- 6 検査終了まで、検査会場から外出することはできません。
- 7 検査会場として借用する高等学校への問い合わせはできません。

※ 受検者心得に違反した場合は、それ以降の検査を受けさせないことがあります。また、不正行為があった場合は、全ての検査を採点対象外とし、次年度以降の新潟県公立学校教員採用選考検査の出願を認めません。

## ＜願書提出、連絡・照会先＞

○ 小・中・特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭について

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県教育庁義務教育課管理第1係

電話(代表) 025(285)5511 内線3855・3856 FAX 025(285)8087

・選考検査当日の緊急連絡先 電話 025(280)5602 FAX 025(285)8087

○ 高等学校教諭について

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県教育庁高等学校教育課管理係

電話(代表) 025(285)5511 内線3879・3880 FAX 025(285)7998

・選考検査当日の緊急連絡先 電話 025(280)5610 FAX 025(285)7998

(注1) 出願時は、角2封筒(A4サイズ)を使用し、封筒の表左に「教員受検願書(出願種別) 在中」と朱書きしてください。

＜例 教員受検願書(中学校・数学) 在中＞

(注2) 県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができます。

(注3) 来庁及び電話での対応は、土・日曜日及び休日を除く8時30分から17時15分の間に限ります。

**【義務教育課ホームページアドレス】**

<http://www.pref.niigata.lg.jp/gimukyoiku/>

**【高等学校教育課ホームページアドレス】**

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kotogakko/>

## 新潟県教員採用におけるスポーツ・芸術特別選考制度

スポーツ・芸術の分野において秀でた技能をもち、世界レベルの実績を有する人を通常の教員採用選考検査とは別枠で選考し、スポーツの分野は保健体育の教諭として、芸術の分野は芸術(音楽、美術等)の教諭として採用します。

**【出願の資格】**

スポーツ・芸術特別選考の対象者は、教育職員免許状等の教員採用における資格を満たし、実績のあった分野の指導者として学校の教育活動の中で後進の育成に努める意志をもっている者で、次の要件のいずれかを満たす者としします。

ア スポーツの分野において、オリンピック、又はそれに相当する世界大会レベルの競技会出場経験があり、優秀な成績をおさめた者

イ 美術、音楽、演劇等の芸術の分野において、世界レベルのコンクール、展覧会等において優秀な成績をおさめた者

**【選考の方法】**

出願書類の書類選考により選ばれた者について面接を行い、審査を経て選考します。

**【出願の期間】**

募集は随時行っています。

※ 出願に当たっては、事前に上記の連絡・照会先にお問い合わせください。



## ■ 検査場所案内

## ＜第1次検査場所＞

**県立新潟高等学校**

▼ J R 越後線「白山駅」下車。徒歩15分。

▼ J R 新潟駅万代口バスターミナルから乗車。「新潟高校前」バス停下車。徒歩3分。

**県立新潟南高等学校**

▼ J R 新潟駅万代口バスターミナルから乗車。「南高校前」バス停下車。徒歩1分。

**県立新潟商業高等学校**

▼ J R 越後線「白山駅」下車。徒歩7分。

▼ J R 新潟駅万代口バスターミナルから乗車。「新潟商業高校前」バス停下車。徒歩1分。

## ＜第2次検査場所＞

**県立新潟中央高等学校**

▼ J R 越後線「白山駅」下車。徒歩12分。

▼ J R 新潟駅万代口バスターミナルから乗車。「新潟中央高校前」バス停下車。徒歩3分。

**県立新潟江南高等学校**

▼ J R 新潟駅南口バス乗り場から乗車。「江南高校前」バス停下車。

**県立新潟北高等学校**

▼ J R 白新線「大形駅」下車。徒歩5分。

▼ 万代シティバスセンターから乗車。

① 「柳が丘団地」バス停下車。徒歩5分。

② 「北高校前」バス停下車。徒歩1分。

**県立新潟向陽高等学校**

▼ J R 信越線「亀田駅」下車。東口から徒歩8分。

※ 詳細は J R 東日本及び新潟交通のホームページ等で確認してください。

※ 検査場所となる学校への問い合わせはできません。

■第1次検査 場所・日程(予定)

※会場は出願数により変更となる場合があります。

【小学校教諭：新潟南高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:15	13:10	14:10
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II A (国・社・算・理) 60分	昼食・休憩 55分	筆答検査II B (音・図・家・ 体・生・英) 60分	

【中学校教諭(国、社、数、理)：新潟南高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:45
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科) 90分	

【中学校教諭・高等学校教諭(英)：新潟高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:45	13:40	13:50	17:00
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科) 90分	昼食・休憩 55分	受付説明	オーラル プレゼン テーション	

【中学校教諭(音)：新潟南高等学校(美、保体、技、家)：新潟高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:15	13:10	13:20	17:00
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科) 60分	昼食・休憩 55分	実技受付	オリエンテー ション 実技検査	

【高等学校教諭(国、地歴、公、数、理、農、工)：新潟高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:45
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科等) 90分	

【高等学校教諭(保体)：新潟高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:15	13:10	13:20	17:00
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科) 60分	昼食・休憩 55分	実技受付	オリエンテー ション 実技検査	

【高等学校教諭「工業」特別選考：新潟高等学校】

8:50	9:15	9:40	10:05	10:50	11:15	12:45
受付	検査準備	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科の基礎的な問題) 90分	

【特別支援学校教諭・養護教諭・栄養教諭：新潟商業高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:45
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (専門) 90分	

■第2次検査 場所・日程(予定)

※個人面接Ⅰ・Ⅱは3日間の中の午前又は午後のいずれかが指定されます。

【小学校教諭 面接・音楽実技 8月19日(金)～21日(日)新潟江南高等学校】

8:00	8:10	12:30	12:40	17:05	
受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ・音楽実技		受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ・音楽実技	

【小学校教諭 運動実技 8月22日(月)新潟中央高等学校】

8:30	8:50	9:25	11:45	12:30	16:00	
受付	全体会	運動実技		昼食 休憩	運動実技	

【特別支援学校教諭 面接・音楽実技 8月19日(金)～21日(日)新潟向陽高等学校】

8:00	8:10	12:30	12:40	17:05	
受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ・音楽実技		受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ・音楽実技	

【特別支援学校教諭 運動実技 8月22日(月)新潟中央高等学校】

8:30	8:50	9:25	11:45	12:30	16:00	
受付	全体会	運動実技		昼食 休憩	運動実技	

【中学校教諭・養護教諭・栄養教諭 8月19日(金)～21日(日)新潟向陽高等学校】

8:00	8:10	12:30	12:40	17:00	
受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ		受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ	

【高等学校教諭 8月19日(金)～21日(日)新潟北高等学校】

8:30	8:50	12:20	12:30	16:45	
受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ		受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ	

## 公安委員会告示

## ◎新潟県公安委員会告示第47号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成28年 4月26日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

## 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「2号警備業務」という。）

## 2 実施期間及び場所

## (1) 実施期間

平成28年5月31日（火）から平成28年6月7日（火）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## (2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2  
技術士センタービル I

## 3 受講定員

30人

## 4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

## (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

## 5 受講申込手続

## (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

## ア 受付期間

平成28年5月10日（火）から平成28年5月11日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

## ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

## (2) 受講申込書の提出等

## ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

## (7) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

## (イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

## (ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

## (エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

## (オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

## イ 提出期間

平成28年5月17日（火）から平成28年5月18日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

## エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

## (3) 受講手数料

## ア 金額

38,000円

## イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

## 6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

## 7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）